

平成 25 年 11 月 25 日から 戸籍事務の電算化がスタートします

～ 最終回 戸籍の附票について ～

シリーズ
(全 3 回)

広報とよこ 9 月号と 10 月号でお知らせしてきた戸籍の電算化は 11 月 23 日(土)から開始し、本町に戸籍がある方の戸籍と附票を紙による記載管理からコンピュータ管理に置き換えます。

なお、新しい証明書の発行は 11 月 25 日(月)から行います。

今月号では、本町に戸籍がある方の住所履歴が記載してある戸籍の附票についてお知らせします。

現在の戸籍の附票



(電算化後は名称が「改製原附票」となります)

電算化後の戸籍の附票



戸籍の附票の変更点

電算化後の戸籍の附票には、電算化になった時点での最新の住所のみが記載され、それ以降は住所異動があれば追加されていきます。

なお、相続や自動車の廃車などの手続きで、電算化前の住所の変更履歴が必要な場合は改製原附票も請求していただくことになります。戸籍および戸籍の附票について不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

変更項目	現在	電算化後
書式	縦書き	横書き
用紙	白紙 (B 版)	改ざん防止用紙 (A4)
公印	朱印	電子公印 (黒印)

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

国民年金からのお知らせ

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書が送付されます。

～ 年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成 25 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」が本年 11 月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書 (または領収書) を添付してください。

また、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、翌年の 2 月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家庭あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合わせください。

控除証明書専用ダイヤル

<専用ダイヤル電話番号>

☎ 0570 (070) 117

※ 通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話等の場合は通常の通話料金がかかります。

※ IP 電話等の方は、「03 (6700) 1130」へお電話ください。こちらの番号からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

<受付期間>

平成 25 年 11 月 1 日(金)～平成 26 年 3 月 14 日(金)

<受付時間>

○ 月曜日～金曜日 8:30～17:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は 19:00 まで受付

※ 祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は、ご利用いただけません。

○ 第 2 土曜日 9:30～16:00

老後に備えて、少しでも多くの年金を！

国民年金制度は、原則として 20 歳から 60 歳までの 40 年間の加入・納付状況によって、年金額が決定されます。保険料免除期間がある場合や、国民年金に加入していない期間があるなど、満額の年金を受け取ることができない方がご本人の申出により、任意で国民年金に加入し、年金額を増額することができます。

加入できるのは、次のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に居住する 60 歳以上 65 歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20 歳から 60 歳までの年金保険料の納付月数が 480 か月未満の方

昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、65 歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は 70 歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

※ 納付できる月数は最大で 60 か月 (5 年間) です。60 か月納付した場合、年額で約 97,300 円増額します。(年金増加額は平成 25 年度の老齢基礎年金で算出)

※ 保険料の月額額は、15,040 円 (平成 25 年度額) で、納付については原則口座振替によることになっています。

その他に、年金額を増額する方法としては、申出により国民年金保険料に付加保険料 (400 円) を上乗せ納付することができます。

付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金額に付加年金分 (納付月数 × 200 円) が上乗せされます。

2 年以上受給した場合、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れるとてもオトクな制度になっています。

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213